

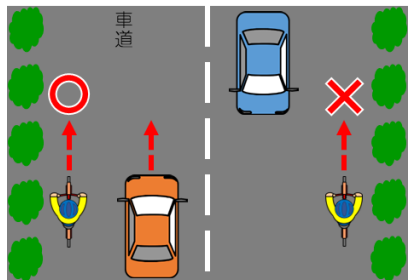
# 自転車の交通ルール



自転車は、道路交通法上の「軽車両」で、車の仲間です。  
車と同じように、運転者が交通ルールに違反して交通事故を起こせば、加害者として刑事上の責任が問われるほか、民事上の損害賠償責任も生じます。守るべき交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。

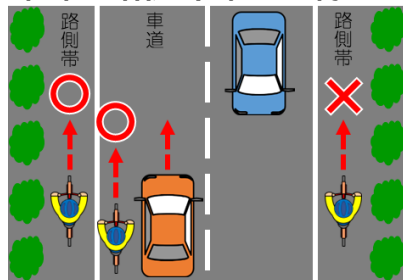
## 1 自転車の通る場所

### (1) 車道



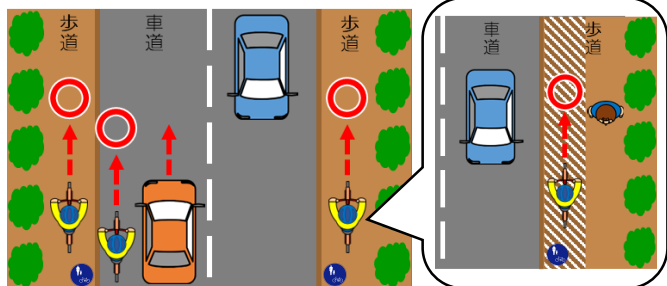
- ・車道を通行
  - ・道路の左側端に寄って通行
- △ 右側通行は違反  
△ 他の自転車と走行する際は、縦一列で走行

### (2) 路側帯(白い線のあるところ)



- ・道路の左側にある路側帯を通行することができる
- △ 歩行者の通行を妨げない速度と方法で通行

### (3) 歩道



- ・原則として、歩道を通行することはできない
- ・ただし、例外的に次の場合は歩道を通行できる
  - ① 「歩道通行可」を示す標識(図1)や道路標示がある場合
  - ② 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者の場合
  - ③ 歩道を通行することがやむを得ない場合
    - ※ 道路工事している、駐車車両が連続している、交通量が多く道幅が狭いなど
- ・歩道は、歩行者が優先
- ・歩道の車道寄りの部分を徐行
- ・歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止しなければならない

図1



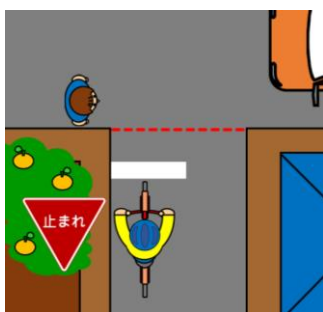
「普通自転車歩道通行可」を示す標識

## 2 交差点の通行方法

### ● 一時停止の標識のある交差点

- ・停止線の手前で、必ず一時停止し、安全を確かめてから通行しなければならない
- ・見通しの悪い交差点に入る際は、徐行

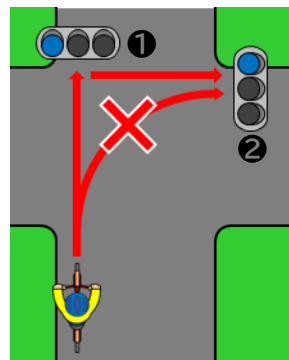
△ 信号がない交差点での出会い頭事故が多い



### ● 信号機のある交差点

- ・正面の信号に従って進行
- ・青信号の時、直進・左折することができる
- ・右折する時は、①が青信号で交差点の向こう側まで進み、向きを変えて、②が青信号になってから進む

△ 右左折車に注意



## 3 その他

### (1) ヘルメット着用の努力義務



- ・全ての自転車利用者が対象
- ・自転車事故で死亡した人の大半が、頭部の損傷が致命傷
- ・13歳未満の子どもへのヘルメット着用は、保護者の義務

### (2) 自転車保険の加入義務



- ・静岡県では、自転車の保険への加入が義務
- ・不備や故障がないか点検する
- ・定期的に自転車安全整備店で点検・整備を行う

～交通ルールを守って安全に！～

島田警察署・交通安全協会島田地区支部